第六十六条の九の三第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「）の額」の下に「（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）」を、「当該外国法人税の額」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加える。

第六十六条の九の四第六項中「、第十四項及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第七項の項中「、第十四項及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第七項の項を削る。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第六号に規定する」を削り、「同条第五号」を「法人税法第二条第五号」に改める。

第六十六条の十一の二第一項中「（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定非営利活動促進法第二条第一項」を「同条第一項」に改める。

第六十六条の十三第一項第一号中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、同項第二号中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）」及び「（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）」を削る。

第六十七条の二第一項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第六十七条の五の二を削り、第六十七条の五の三を第六十七条の五の二とする。

第六十七条の八第一項中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号ヘ中「）の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していない」を「(1)において同じ。）の株式若しくは出資を有している場合又は匿名組合契約等（匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。(1)及び(2)において同じ。）に基づく出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれもが百分の五十以上でない」に改め、同号ヘに次のように加える。

(1)　当該投資法人が有している他の法人の株式又は出資の数又は金額（当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として政令で定めるところにより計算した数又は金額を含む。）が当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合

(2)　当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合

第六十七条の十六の次に次の一条を加える。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二　恒久的施設を有する外国法人のうち、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2　前項の外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項の外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十七第七項中「第四十二条の二第六項第一号」を「第四十二条の二第七項第一号」に、「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同条第九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改める。

第六十七条の十八第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産」を「（無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するために重要」を「（第十三項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要」に改め、同条第十三項中「、第九項及び第二十項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二十六項から第三十一項まで」に改め、同項の表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四第八項	の対価の額	の対価の額とした額
	第二項各号	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
	につき支払われるべき対価の額	の対価の額とされるべき額
	第一項	第六十七条の十八第一項
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十五項の項中「第六十六条の四第三十一項」に、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十六条の四第二十四項の項中「第六十六条の四第二十四項」を「第六十六条の四第三十項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項の項中「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の十八第十三項及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法」を「及び同法第六十七条の十八第十三項及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法」に、「又は租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法」を「及び同法第六十七条の十八第十三項及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法又は租税特別措置法第六十七条の十八第十三項及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法」に、「又は租税特別措置法第六十七条の十八第十三項及び同